

上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 島山 稔

### 上尾市条例第3号

上尾市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上尾市自転車駐車場条例（昭和58年上尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南の項中「上尾市谷津二丁目1番50号」を「上尾市谷津二丁目1番」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（利用の休止等）

第3条 市長は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止し、又は制限することができる。

（利用できる車種）

第4条 駐車場に駐車できる車種は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める車種とする。

(1) 上尾市自転車駐車場あげおサイクルポート南 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（同法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車を除く。次号及び別表において「原動機付自転車」という。）及び同法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（次号及び同表において「自転車」という。）

(2) 上尾市原新町自転車駐車場 原動機付自転車、自転車並びに道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。別表において「自動二輪車」という。）

第11条中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第11条関係）

名称	利用の区分		使用料		
			自転車	原動機付 自転車	自動二輪 車
上尾市自転車駐 車場あげお サイクル ポート南	定期利用者	1月	2,570円	3,600円	
		3月	7,200円	10,280円	
		6月	13,880円	19,540円	
	一時利用者	1回	160円	210円	
上尾市原 新町自転 車駐車場	定期利用者	1月	2,500円	3,500円	3,500円
		3月	7,000円	10,000円	10,000円
		6月	13,500円	19,000円	19,000円
	一時利用者	1回	150円	200円	200円

備考

- 1 この表において「定期利用者」とは、期間を定めて利用の許可を受けた者をいう。
- 2 この表において「一時利用者」とは、1回を単位として利用の許可を受けた者をいう。
- 3 この表において「1回」とは、その日限りの利用をいい、1日増すごとに一時利用者の1回の使用料を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市自転車駐車場条例の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市自転車駐車場の利用について適用し、同日前の上尾市自転車駐車場の利用については、なお従前の例による。